「犯罪事実確認対象業務従事者」及び「不適切な行為」についての基準

令和８年 10 月１日
養父市こども・夢・えがお部

第１　趣旨

本規定は、教育・保育などのこどもに接する場でのこどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守ることを目的として、令和８年 12 月 25 日に施行される「こども性暴力防止法」に基づき、公立認定こども園及び保育所における「犯罪事実確認対象業務従事者」及び「不適切な行為」の範囲を定めるものとする。

第２　「犯罪事実確認対象業務従事者」の範囲

犯罪事実確認の対象従事者については、支配性・継続性・閉鎖性の３要件を満たすものが対象となる。こどもと常に接する職種は一律で対象となり、業務内容によって、こどもと継続的に接する可能性がある職種は、こども家庭庁が定める基準に基づき、現場の判断で対象とすることができる。

本市の公立認定こども園及び保育所における「犯罪事実確認対象業務従事者」は以下のとおりとする。

【対象職種】

保育士、保育教諭（園所長含む）
保育補助者
看護師
調理員、調理補助者
バス添乗員
用務員

※バス運転手及び園医については、こども家庭庁が定める基準により、対象外と判断する。各園所においては、バス運転手及び園医が児童と一対一にならないよう対応すること。

※実習生については、支配性・継続性・閉鎖性の観点から、実習の実態に応じて犯罪事実確認の必要性を判断する。

（実習生の犯罪事実確認が求められない場合）

・大学等が作成する実習計画において、原則として児童等と一対一にさせないことが位置づけられ、対象事業者においてそのような対応が可能であり、指導教員等の監督の下で児童等と接することが担保されている場合には、犯罪事実確認を行うことは求められ

ない。

（実習生の犯罪事実確認が必要となる場合）

・大学等が作成する実習計画において、児童等と一対一になることが実習上予定されている場合や、実習期間が相当長期にわたる場合など、支配性・継続性・閉鎖性を満たす実習であると位置づけられている実習生については、犯罪事実確認の対象となる。

第３　「不適切な行為」の範囲

１　基本的な考え方

「不適切な行為」とは、当該行為そのものは児童対象性暴力等には該当しないが、業務上必ずしも必要な行為とまでは言えないものであって、当該行為が継続・発展することにより児童対象性暴力等につながり得る行為をいう。

「不適切な行為」及び「重大な不適切な行為」の具体例は、次に定めるとおりとする。

ただし、これらの具体例は、例えば次のアからウまでに掲げるように、対象事業者、事業内容、対象となる児童等の発達段階や特性、現場の状況等によって、不適切であるか否かが変わり得るものであり、これらの行為に該当することで一律に不適切であると判断されるものではないことに留意が必要である。

ア　児童等の発達段階に応じて、現場で必要となる「身体接触を伴う行為」の範囲は異なるものであり、未就学児（満６歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めに達していない児童をいう。以下同じ。）に対するものと、中高生に対するものを同等に扱うことはできない。

一方、個々の児童等の発達段階や特性により、例えば小学校低学年に対して、未就学児と同様に、信頼関係を築いていく過程で身体接触を伴う行為はあり得ること。

イ　スポーツ、水泳、ダンス、運動遊び等においては、児童等及び保護者の理解を得た範囲で、身体接触を伴う指導があり得ること。

ウ　日常的に児童等の送迎を行う場合と、災害等の緊急事態に送迎を行う場合とを同等と扱うことはできないこと。

２　「不適切な行為」の具体例

(1) 私的なコミュニケーション、面会、送迎等

ア　児童等と私的な連絡先（SNS アカウント・オンラインゲームのアカウント・メールアドレス等）を交換し、私的なやり取りを行う。

イ　休日などに、児童等と二人きりになる。

ウ　保護者の承諾がないまま、児童等の自宅で二人きりになる。

エ　児童等を自宅に招き、二人きりになる。

オ　不必要に、児童等を一人で車に乗せて送迎を行う。

(2) 撮影

ア　私物のスマートフォンや、ルール外の方法で児童等の写真・動画を撮影・管理する。

イ　業務上必要と考えられる範囲外で、児童等の写真や動画を撮影する。

(3) 密室

ア　不必要に児童等と密室で二人きりになろうとする。（用務がないのに別室に呼び出す　など）

イ　更衣を伴う活動で、不必要に児童等と対象業務従事者が二人きりで更衣室やお風呂等を利用する。

(4) 身体接触

ア　児童等に不必要な接触を行う。（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている　など）

イ　業務上必要でないのに児童等を膝に乗せる、おんぶする　など（未就学児に対する膝に乗せる、おんぶするといった行為は、業務として行い得るものであることに留意。）

ウ　業務上必要でないのに児童等にマッサージをする、児童等にマッサージさせる、寝かしつけの際に特定の児童等とだけ添い寝をする。

エ　発達の段階や特性から考えて不必要な身体的介助を行う。

(5) 排せつ介助等

ア　児童等の発達段階や特性から考えて、不必要な入浴及び排せつ介助を行おうとする。

イ　おむつ交換時に、衣服の上から陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に手を入れて確認するなど、誤解を受けるような仕方で交換する。

ウ　児童等が一人で排せつ、着替え等を行いたいとの意思を示している中で、わざわざ介助に入る。

エ　特段の必要性がなく特定の児童等だけに排せつ介助を行おうとする。

(6) 更衣

ア　不必要に、更衣室や児童等が更衣中の部屋に入室する。

イ　不特定多数の人の目がある中で児童等に更衣をさせる。

(7) 特別扱い

ア　特定の児童等に高価な金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする。

イ　児童等の容姿等を過度にほめる。

ウ　特定の児童等の保育・介助等を、理由なく担当しようとする。

(8) その他

ア　児童等の衣服や持ち物を正当な理由なく触ったり、借りたりしようとする。

イ　従事者が過度に肌を露出する。（性的てなずけにつながる可能性）

３　「重大な不適切な行為」の具体例

(1) 私的なコミュニケーション、面会、送迎等

ア　保護者の意に反することを認識しながら、児童等の自宅等で二人きりになる。

(2) 身体接触

ア　児童等の意に反して、必要以上に長時間抱きしめる。

イ　執拗に児童等にマッサージをする。

※「重大な不適切な行為」については、対象業務従事者の加害認識、児童等に与えた被害の重大性、悪質性等を踏まえて判断されることとなるが、「不適切な行為」の例に、「執拗に」、「児童等や保護者の意に反することを認識しながら」等の悪質性が高まる要素が加わった場合には、「重大な不適切な行為」に該当し得る。

第４　適用期日

この基準は、令和８年 10 月１日から適用する。